## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Commission des Subsistancesの通商政策に關する一研究
Sub Title	On the commercial policy of committee of foodstuff in revolutionary France
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.2 (1961. 2) ,p.25(147)- 35(157)
JaLC DOI	
	One of the most important themes of French Revolutionary Government in autumn 1793, was to acquire and supply foods to the Army. But the food supply was limited in the country, so import from abroad was the only way to solve this problem. Therefore, Committee of Foods founded Agence and gave it a task of buying corns, and animal foods. As I have already told you about corns, I'll tell you about buying animal foods. This buying was chiefly followed by "Negociant" and they bought them from North Germany, Denmark, Norway and the United States. This means gave an opportunity to bourgeoisie, who had followed import and export, especially at Gironde and Lorient. In short, they naturally broke the control system of economy of "Terrer" and then lead to the destruction of Gacobin Regime.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## Commission des Subsistances の通商政策

## に關する一研究

鈴木泰

平

**~**• ∧•

序

論

故ジ ンを切り開いたのは尚記憶に新しい。 Ħ ルジュ・ルフェーヴル教授の論文「ベ ルグ地區に於る生活資料」 が吾々のフランス革命史研究に新し ディメ

その限界を知らなければならなかつた。こゝに國家統制主義の修正乃至は改革が必要になつた所以があつたのである。 輸入買付をめぐる問題の中から、 の國家權力の行使とその行使を可能ならしめる體制の樹立が試みられたが、その運用過程に於て恐嚇政治の擔手は自ら 政治の主要任務はこの充分なる補給調達にあつた。その方法に關しては著しく限られた條件下にあつたため、 本稿は、 「生活資料」とは云ふまでもなく生活必需品と軍需必要物資を總轄した名稱であるが、フランス革命に於て特に恐嚇 この革命經濟政策の轉換を促した食糧委員會の動きの中、特に殼物を除いた食糧―主として動物性食糧 エタティズムを事實上、否認した新しい動きを檢討したいと思ふ。尙、 穀物の外國買 当然高度

Commission des Subsistances の通商政策に關する一研究

(一四七) 二五

殊な問題の解明に從い、 付の制度、効果及び革命政治との關聯については「史學」(三十の三) 前論文の補論の如き形態をとること」した。 に略述したので、本稿はそれには触れず專ら特

\_\_

買付―輪入―の方法である。 る限り、その目的は到底達成できるものではなかつた。この結果、補給の云はば最後的手段として訴えられたのが國外 論、この事態に對應しようとするものであつたが、補給、調達を國內資源に求め、補給手段の政策的、技術的改革に賴 

駐在員制度が設けられてゐるものゝ外國買付に實際に當る實施機構は純粹な民間組織であり、当初から民間業者の或る 性食糧と植物性食糧―の輸入、調達にあつた。本委員會の運用に於る最大の特徴は、通商實施上の技術的方法が漠然と の設置を報告した公安委員會宛の報告によると、通商委員會の主要任務は殼物の輪入の他必要原料及び補助食糧・ 程度の自由裁量を認める建前をとつてゐた。 食糧委員會が通商委員會を一七九三年十月二十一日に設置したのは、この國外買付に專念させるためであるが、その糧委員會が通商委員會をごせるためであるが、そ 實施機關として民間業者が規定されてゐることである。從つて監理機關としては、 一應、 委員會と海外 一動物

委員會の發足に當り、公安委員會は、必要物資の購入基金として一億リーヴルの財政資金の運用を認め、(四) ヴル は通商委員會の自由處置を承認してゐるが、買付、 購入に當つて大幅な國家權力の介入を避ける態度をとつ その中五千

てゐたのは、恐嚇政治の運用原則から見れば、極めて異例のことである。

上つてゐるが、 購入運轉基金としては、その後少くとも五千萬リーヴルを增額されてゐるので、總額は、 勿論この中、 約八割五分內外は食糧委員會の直接的な軍需品と穀物の購入に使用されるので、 一億五千萬リーヴル以上に 補助食糧

の購入運轉基金としては約一割强の額が割當されてゐること」なる。

類等であるが、 通商委員會が、軍團補給用として買付の必要を認めた動物性食糧は、 その買付の理由が、國內市場で大量買付が不可能であり且又著しく缺乏してゐたことにあるのは云ふま 牛肉、羊肉、馬肉、 家蓄、 鹽漬肉、 脂油

産量の調査が試みられたことがあつたが、その結果については何等の報告もなく、委員會としては、少くとも計畫的 生産計畫や補給計畫を立てることは發足當初から不可能であつた。その上、 牛肉、馬肉、家蓄類を含めた廣い意味に於ける肉類の補給、調達に關しては、穀物の場合と同じく、國內各地の生 綜合的な調達供給は期待し得るものではなかつたのである。 從來からの購買手段も購入地域も明確では

勸告したことがあつたが、 し得ない狀態にあつた。 陸軍補給擔當委員ジェヌオは、早くから斯樣な事情を察知し、ベルギー、スイス、及び北アメリカからの買付を屢々(ホン) 此の段階では買付を委託すべき民間業者に未だな反革命の嫌疑がかけられてゐたため、 實現

あつたが、公安委員會のガラアがジェノアを視察した後急速に基地の設營と運用方法が決まるに至つた。 ノア視察報告の内容が不明なので、 動物性食糧を含む必要物資の購入基地を何處に設置し、 詳細は分らないが、 恐らく中立第三國との通商便宜上の配慮がジェ 如何なる機能を營ませるかについては、當初の間、 ノアを基地にす ガラアのジェ 未決定で

Commission des Subsistances の通商政策に關する一研究

(一四九) 二七

る有力な原因になつたと思はれる。

認めてゐるので、 はすには、 が 日 力 、産食糧の場合には明確に全額硬貨拂いにしてゐるが、 | 付の記錄によるならば、基地設定と同時に早くも取引がレヴァント産の食糧から始められ、六拾四萬リー(10) 行はれてゐるのであるが、この場合の仕拂內容とアッシニャの使用され方は不明である。 商委員 ジェノアに硬貨を現送し、 會の活動は、このジェノア基地設定を契機として急速に活潑になるが、 恐らく、 レヴァント産食糧の場合も全額硬貨拂いがされたものと見て差し支えないようである。 通商決算上、 直ちに使用し得る狀態に置くことであつた。 外國購入品の仕拂は、 原則的には公定價格を上廻る硬貨拂 このジェノア基地の活動を完全に行 ルアーヴル港到着のアメリ 食糧委員會の十二月六 ジェノアが購入基 ヴルの 仕 を 地

いが、 られて居り、 入に振り向けられたかは不明である。 れた硬貨は、 であるので、 を求めるに至つてゐるのである。この大規模な買付は當然、 として本格的に活動を行ふにつれて、より大規模な資金と現送が必要であり、委員會は追加資金として六千萬リー 何れにせよ急速に活潑化したジェノア購入には巨額の硬貨を必要としてゐたのは確かである。 又肉類調達に關する記錄には殆んど記載がない點から見れば、 硬貨による仕拂の程度と內容は詳にし得ない。 ルフェー ヴル の計算によれば、 力口 ンの算定に從えば、 三千萬リーヴルに上つてゐるが、 追加資金としての六千萬リーヴルは結局認められてはゐな 専任の駐在員の派遣を促したが、この駐在員の權限が ジェ ノア基地が主として直接的な軍需品原料調達 肉類の補給、 その中、 どの程度、 調達にはジェ 肉類を含めた食糧購 ジェ ノアは、 ノアに現送さ に用 余り機 不明 ヷル

能を果してゐなかつたように思はれる。

り、 、 されてゐるが、この價格はゴーテンブルグ買付のと同じであり、アメリカのを除くバルト週邊區域よりの鹽漬肉は、 體、この程度の價格による買付が普通であつた。 九四年一月には、一カンタール(五十キログラム)當り三十リーヴルで四萬五千カントオに上る鹽漬肉の購入契約がな ンマーク、ノルウェーとアメリカ合衆國であつた。購入地域の異るにつれ、當然買付品目にも變化があつたが、鰊、干 肉類を含めた動物性食糧の調達に關して、ジェノアと平行して期待されてゐたのは、バルト沿岸諸國―北ドイツ、デ 九三年十二月にそれ等の最初の購入契約が承認されてゐるが、その買付量、價格等の詳細は不明である。ついで、 チーズ、 魚油等がその主なるものである。その中心的な購入地は、ハンブルグ、ゴーテンブルグ、ベルゲン等であ 大

る。 び、この中、 のことであらう。 鹽漬肉と並んで多量の買付が見込れたのは、鹽鱈、 通商委員會は、これらの契約に當り低廉な價格であつたと述べてゐるが、恐らくアッシニヤの低落を考慮した上でCIO 鹽鱈は一カンタール當り十三リーヴル、 乾魚は三十リーヴル、鰊は二十リーヴルでそれぞれ契約されてゐ 乾魚、鰊等であるが、その契約量は、全部で十六萬カントオに及

先はノルウェー るのと好對照をなしてゐる。 鰊はノルウェーのゴーテンブルグに限つて買付され、一カンタール當り二十リーヴルで五萬カントオの契約がなされ 契約されたものゝ中、 のヴェ ルゲンに限られて居り、 鹽鱈及び干魚(干鱈)の買付量は、各々、四萬カントオ三萬六千カントオであるが、その買付 何れも調達量が豐富で低廉であつたのが調達先を決定した原因であると思はれる。 肉類が北ドイツのホルスタイン及びアメリカ合衆國に専ら求められてゐ

Commission des Subsistances の通商政策に關する一研究

(一五一) 二九

史

てゐるが、干鱈も四萬カントオ、百二十萬リーヴルの契約が行はれてゐた。

んで大量買付がされたのは。獸脂であつて、一萬四千三百カントオの量に對して、約二十三、四萬リーヴルの支拂いがの大量買付がされたのは。緊不不可以 オ、六十萬リーヴルの支拂いが見込まれてゐたが、現實に入荷したのは、一萬リーヴル相當分に過ぎない。 行はれてゐた。 魚類と並んで動物性食糧として購入されたのは、グリュイエルチーズである。買付先はスイスに限られ、一萬カント チーズと並

千五百萬リーヴルの約一割に當り、疑もなくそれは主要な買付食糧としての扱いを受けてゐたことを示してゐるのであ ーヴル、油脂類百六十萬リーヴルを含めると一千三百五十二萬リーヴルに達する。これは、穀物の予定所要額の一億三 るのは、 る。處で、この重要な動物性食糧の軍團補給に果した効果は、どの程度のものであつたのであらうか。この點を推測す 動物性食糧の買付契約量は、全體で三十四萬二千四百カントオに達してゐたが、その支拂予定金額は家畜類三百萬リ動物性食糧の買付契約量は、全體で三十四萬二千四百カントオに達してゐたが、その支拂予定金額は家畜類三百萬リ 資料の關係上、 殆んど不可能であるが、相當程度寄與したことは勿論である。

=

提供したに過ぎないが、 以上は、動物性食糧の購入、買付に關する極く斷片的な事實と資料を列擧し、買付そのものゝ規模、內容を素材的に この事實に關しては、二、三問題があるように思はれる。

爲替相場で一ポンド二百十リーヴル見當になつて居り、少くとも九二年當時に比較すれば二倍程度になつてゐたと思は(言も) 率から見れば、 その一は、買付價格に關する點である。通商委員會は、屢々、低廉な價格で契約したと述べてゐるが、當時の決算比 如何なるものであらうか。デンマーク船積載の鹽鱈、 干鱈の引きとり價格は、 ロンドン、 ハンブルグの

れる。從つて、動物性食糧の購入價格は、ブレに比較すれば割高であつたことは明らかである。

アに奢侈品の輸出を奬勵してゐる等の一連の事實は、要するに硬貨事情の惡化してゐる證據に過ぎないのであるが、clio 外フランス人所有の外國爲替の提供を求め、國內主要港灣區域在住の者の外國證券の申告を强要し、バーゼルとジェノ外フランス人所有の外國爲替の提供を求め、國內主要港灣區域在住の者の外國證券の申告を强要し、バーゼルとジェノ 題は積極的に硬貨を獲得する方法にあつた。 必要としてゐたことは、硬貨の甚しい缺乏を示してゐるが、事實、硬貨の調達準備には多大の努力が必要であつた。 あつたであらうか。ノール軍團、アルデンヌ軍團及びモーゼル軍團の場合の如く、硬貨使用に全て食糧委員會の證明を 貨拂が認められてゐた譯であるが、アッシニヤ仕拂も行はれたのは確かである。ところで、硬貨事情は如何なるもので 外國からの買付に當つて、次ぎに問題になるのは、仕拂手段である。外國買付は、 . 原則として、公定價格によらず硬 問 在

段がとられてゐたのも硬貨事情を示す一班の材料であらう。 尚、 硬貨仕拂を補ふ手段として貴金屬、 寶石、奢侈品の徴發、 出が硬貨獲得に重要な役割を演じたものと思われる。しかし、 通商委員會が、この方法として編み出したのは、結局、輸出を增大する仕方であつて、絹製品、葡萄酒、 この額がどの程度になつてゐたかは判然としてゐな 買入が行はれ、或いは貴金屬品自體による現物仕拂の手 織物等の輸

に關する知識が全くないアジャンスの駐在員」を引き上げる傾向にあつたため、民間業者の受ける利益は、 もので、 ロンとオーラールの史料には、その記載がないので推定は困難であるが、ルフェーヴルに從えば、二パーセント程度 大きいものになつたと思はれる。 食糧買付は原則的には民間業者に委任されてゐたが、その取引にはどの程度の利潤が認められてゐたであらうか。 コンスタンチノープルに設置されてゐたアジャンスは二分の一パーセントに過ぎない。しかし、 尚、 民間業者の、 輸送區域及び期間に起り得る損失等については、 委員會は何等の保 「貿易の實務 恐らくより 力

Commission des Subsistances の通商政策に關する一研究

(二五三) 三(

それだけ食糧買付は爲替變動と相俟つて投機性の高い仕事になる可能性を持つてゐたと云えるのである。 證を與えた證據がないが、若しもさうだとするならば、民間業者の危險負擔は相當大きいものになる譯であり、 從つて

の者が各商會に多いのは、恐らくこのことを立證する材料であらう。 アメリカに、ベルゲン、ゴーテンブルグには各々、サン・ジャン會社とカシミール・フルニエ商會が取引を認められて 域の出身者又はこれとの利益關係の深いものが擔當させられてゐるやうに思はれる。事實上、北ドイツ、アメリカ出身 ゐるのは如何なる事情によるのであらうか。これにはオーラールの史料が示してゐる如く、取引實務の便宜上、買付地 次ぎに檢討すべきは、各購入地域每に特定の業者のみが、獨占的な取引を認められてゐたことである。スワン商會が

ドーでは補給業務も直接、却業者に委せてゐたが、多くの場合、ネゴシアンがネゴセを兼ねてゐるので、實質的にはネ 軍團の糧食商人ハルラーの如く、從前、軍團との取引關係を持つてゐたものが當つてゐる場合もあつたが、壓倒的に多 のは、貿易商人であり、委員會も取引實務に通じてゐるネゴシアンに積極的に當らせる方針をとつてゐた。又、 シアンが大部分その業務に當つてゐたこと」なる譯である。 續いて檢討すべき點は、買付實施に當つた民間業者とは何であつたであらうか。軍團の食糧補給に關しては、イタリー ボル

四

態度。 價格が通常の相場を相當上廻つてゐるにもかゝわらず、それに對して何ら對策を立てず專ら民間業者に委せ切つてゐる 以上、檢討してきた事情から、吾々は、一連の注目すべき新しい像を再建することが可能ではないであらうか。 利益の保證が少く危險負擔が多い投機的事業に民間業者が積極的に乘り出し、しかも硬貨獲得の手段としての輸 買入

の貿易商人が、恐嚇政治の末期に新しい時代的要請に應じて再び登場してきたと云ふ事實である。 外國爲替と商業資本を所有し、貿易の實務に參畫し自由な商業、 出認承を求めるものが激増してゐる事實。 人が買付、 補給等の一連の實務に參畫してゐる事情。これ等の事態から直ちに引き出されてくることは、從來、 取引形態が獨占的形態をとり、外國證券を巨額に所有してゐるものゝ貿易商 取引に通じてゐたジロンド縣、ボルドー、 口 ーリアン 尨大な

方法を利用して、極めて自然に貿易の國家統制を打破し、 向とは全く相容れない自由體制—自由貿易を求めてゐる人々であつた。彼等は又、食糧調達制度に於る分散的**、** ニュ派革命政治の崩壞の端緒となること」なつた。 ジロンド派上層ブルジョアジーの復括。 彼等は、明瞭に分權主義運動の推進者であり、 しかも食糧政策に於る自由主義的轉換に乘じて見事にモンタ 恐嚇政治の集權的、 統制的 分權的 傾

かった。 社會保障のより一層の充足を迫つたが、食糧軍需補給に於てさえ充分ではなかつた破等には、 補給と社會保障の二大委請に應ずべきモンターニュ派ロベスピェール政權―は漸くその光彩を落しつゝあつた。 外國貿易の自由企業えの依存傾向と革命民衆の不満は、モンターニュ派革命政府に更に高度の「恐嚇」 恐嚇政治は、 急速に凡ゆる點で再檢討されるべき轉機に立つてゐたのである。 九三年の輝ける眞紅の太陽 到底副い得ることではな の施行を求め、 軍

## 註

- $\left( \cdot \right)$ Pierre Caron, sur l'Histoire économique de la Révolution Française, Paris. 1925, p. 9. La Commission des Subsistances de l'All (Procès-Verbaux et Actes), Collection de Documents
- (1) Caron, op. cit., p. 79—82.
- (||||) Caron, op. cit., p. 79—82.
- (四) Caron, op. cit., p. 49.

Commission des Subsistances の通商政策に闘する一件

(二五五)

史

五 Caron, op. cit., p.670.

Caron, op. cit., p. 24-25.

 $(\pm)$ 八 Caron, Caron, op. cit., p. 25 op. cit., p.24.

九 Caron, op. cit., p. 78 et 84.

Caron, op. cit., p. 56.  $\bigcirc$ 

Caron,

op. cit., p. 93 et 94

Caron, op. cit., p. 35.

Caron, op. cit., p.647 et 654

Aulard, Recueil des Actes du Comité de Salut Public, Tome. IX, p.2

五五 Lefebvre, Études sur la Révolution Française, Paris. 1954, p. 191.

Caron, op. cit., p. 108.

二二七 Caron, op. cit., p.210 et p.664-5.

Caron, op. cit., p. 664-5. アメリカ産のは四五リーヴルであるが、これは輸送經費によるものであらう。

九九 Caron, op. cit., p. 664-5.

Caron, op. cit., p. 210.

Caron, op. cit., p. 664-5.

Caron, op. cit., p. 335 et 393, p. 664-5.

Caron, op. cit., p.233 et 269.

Caron, op. cit., p. 337

Caron, op. cit., p.670.

> (一五六) 三四

- 1남() Caron, op. cit., p.670.
- (二七) Caron, op. cit., p.210. 尚、決濟比率については Lefebvre, p.171-2. 参照。
- 三八 Aulard, op. cit., Tome. XI. p. 693—4. 一應、この三軍團に委されたのは、一〇五萬リーヴルである。
- 二九 Caron, op. cit., p.191-3:主要港灣區域としては、 Nantes, Le Havre, Lille の名が擧げられてゐる。 Bordeaux. Dunkerque, Saint-malo. La Rochelle, Marseille,
- (1110) Caron, op. cit., p. 200.
- ||| | ) Lefebvre, op. cit., p.178.
- ()|||||) Lefebvre, op. cit., p. 187.
- (|||||||) Lefebvre, op. cit., p. 185.
- (川田) Caron, op. cit., p. 664—5.
- 川穴) Lefebvre, op. cit., p. 176.

Aulard, op. cit., Tome. IX. p. 17 et 19.

三五

Commission des Subsistances の通商政策に闘する一研究